

独立行政法人国際協力機構 平成20年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成20年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

第1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営における機動性の向上

- ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的運用に向けて、民間セクターとの連携にも留意しつつ、現地ODAタスクフォースに積極的に参加する。
- イ. 在外主導体制の定着を図るため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的運用に向けて、業務実施体制等の必要な見直しを行う。
- ウ. 部局間の連携を強化するとともに、規程の整理等により、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。
- オ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止することとし、平成20年度においてはブルガリア及びルーマニアについて閉鎖する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

2. 業務運営全体の効率化

- ア. 研修員受入について、各国内機関で行っている宿泊予約管理のより効率的な実施のため、システム一元化に向けた準備を進める。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用等により、派遣手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、手続きの効率化に向けてシステムを開発し、その適切な運用を図る。

- エ. コンサルタント契約について、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことによる事業費の大幅な拡大等も見据え、平成18年度に試行導入した一般業務費の定率化等、積算・精算方法の簡素化に向けた取組を引き続き進める。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行を進める。
- キ. 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報をホームページにおいて開示し透明性の確保を図る。また、委託先の適正な執行を確保するため、特に国内での研修事業において公認会計士等専門家の確認を試行的に実施する。
- ク. 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置を実施する。特に、円借款事業を巡る贈賄事件を踏まえ、速やかに関連案件の入札業者選定手続き等に係る再点検を行い、再発防止策を強化していく。
- ケ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。
- コ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。
- サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間ににおいて5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成20年度人件費を2.55%削減する。
その際、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について必要な見直し等を進める。
- シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング体制を整備する。
- ス. 現行システムの分析を行うとともに、システム最適化計画策定の方向性について整理を行う。

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 統合効果の発揮

- ア. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の一体的運用に向けて、国別の事業実施方針の策定を進めるとともに、協力プログラムについて協力目標達成へのシナリオを構築する。

- イ. 協力プログラムの形成等を通じて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力による3つの援助手法に係る案件形成を迅速かつ一体的に実施するため、3援助手法に係る調査業務を集約した「協力準備調査」を導入する。

II 事業に関する横断的事項

1. 効果的な事業の実施

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。
- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- エ. 援助協調について、各種会議・協議への参画、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- オ. 援助協調の一環として、国際社会の動向に対応しつつ、国際的な開発課題等に対する機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。
- カ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- キ. 国別・地域別の協力戦略策定のための国内支援委員会、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- ク. 民間企業等との対話を深め、経験・知見を活用し、積極的に連携を促進する。
- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との定期的な連絡会を設置し、情報共有や意見交換を通じ、開発途上国への資金協力の連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとするJICA事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- サ. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。また、円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言を踏まえ、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る

取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。

2. 外務省大臣からの緊急の要請への対応

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

3. 情報公開、広報の充実

- ア. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。
- ウ. 国際協力の理解と参加を促進するため、引き続きヒューマンストーリーの積極的な発信に加え、国際協力の意義を強く訴える「骨太のメッセージ」の発信に取り組む。また、広報戦略に基づき、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行による新たな機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果を、マスメディア等とも連携し効果的に広報する。

4. 環境及び社会への配慮

- ア. 環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。
- イ. 環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。
- ウ. 環境社会配慮ガイドラインの体系の一本化に向けた作業を進める。
- エ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- オ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。
- カ. 光熱水量・廃棄物の削減成果（平成18年度実績）を維持し、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

5. ジェンダー平等

- ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また部署毎の年間計画の内容の充実を図り、実施状況のモニタリングを行う。

- イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。
- ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

6. 事業評価

- ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立に取り組み、評価体制の一層の強化を図る。
- イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価を充実させる。特に事後評価に関しては、外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。
- オ. 平成19年度に実施した、過去の技術協力プロジェクトを対象としたコスト効率性に関する事例調査の結果も踏まえ、費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方に関する調査研究を行う。

Ⅲ. 各事業毎の目標

1. 技術協力（法第13条第1項第1号）

（1）技術協力全般

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。
- イ. 平成19年度に行った第三国研修のあり方の検討も踏まえ、南南協力の効果的な実施を図る。
- ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。
- エ. 平成19年度に実施した事業計画内容の平準化・精緻化のための取組状況をモニタリングし、必要に応じて見直す。また、職員が外部状況等の変化に

対し、より包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施ができるよう、事業マネジメントのあり方について研修を行う。

(2) 研修員受入事業

- ア. 平成20年度に実施する全ての課題別研修案件について、新たな事前評価、年次評価及び終了時評価を適用するとともに、事後評価制度を試行導入する。
- イ. 平成19年度に大幅な見直しを行った課題別研修の計画及び要望調査の枠組みを点検し、必要な改善を行う。
- ウ. 課題別研修について、対象組織と研修員の選定、開発途上国側による事後活動の促進、フォローアップ等を在外事務所の関与を得て強化し、開発途上国側の組織的な取組を促進する。また、海外で実施する研修について、第三国研修等を効果的に実施する上でPDCAサイクルの定着に向けて体制を強化する。加えて、平成20年度における課題別研修の実施にあたっては、研修終了後、研修成果が活用されることにより実際に組織開発や制度改善などに結びついているかを重視して、事後活動やフォローアップを行う案件の割合を高める。
- エ. 各分野課題の主要なテーマについて、大学との連携などにより標準教材等の開発を促進するとともに、学習をより効果的に促すための研修の標準的な手法について機構内の定着を図るなど、研修の効果を向上させる。また、帰国研修員との繋がりを強化し、帰国研修員のJICA事業への活用を促進するため、帰国研修員を対象としたインターネットサイトの開設、研修の成果を実践の場に適用する支援等のソフト型フォローアップ協力を充実する。
- オ. 青年研修事業については、平成19年度に実施した事業内容の見直しをレビューし、研修内容のさらなる充実を図る。その際、各国の援助課題に合致した研修内容の研修日程中の割合を90%以上とする。

(3) 専門家・コンサルタントの選定

- ア. 専門家の質の向上のため、人選に関する国内外の事例を調査し、より効果的な人選方法を検討する。
- イ. 平成17年度に試行を開始した個々の専門家の活動に対する評価制度について、正式導入及び専門家再活用のための仕組みの検討を進める。
- ウ. コンサルタント選定に関し、平成19年度に試行的に実施した、価格と質の両面から評価するプロポーザル方式選定について、その結果も踏まえ、競争性を一層高める選定方法について検討を進める。
- エ. ファストトラック等に認定された緊急案件について、公示から契約までの手続きを30日以内で実施する等、手続きの迅速化を推進する。

2. 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

- ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- イ. クールアース・パートナーシップに基づく気候変動問題対策に資する円借款および第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）に対応したアフリカ向け円借款をはじめとして、我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。
- ウ. 経済社会インフラ整備や投資環境整備に資する政策制度改善型の円借款支援を活用し、開発途上国における民間経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。
- エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させるとともに、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。
- カ. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等との組織的連携強化を踏まえた連携型調査等を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。

3. 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

- ア. 無償資金協力事業の効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化のさらなる推進に加え、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等制度の改善に係る検討を進める。
- イ. 「ODA総合コスト縮減プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。

4. 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

（1）ボランティア事業

- ア. 平成19年度に作成した、ボランティア事業の戦略性向上のためのアクションプランに基づき、他事業との連携を進め、実施状況のモニタリングとともに優良事例及び教訓の抽出を行う。また、他機関との連携により派遣され

ているボランティアの活動を踏まえた上で、新たな連携の可能性を探る。

- イ. 適格な人材の確保に繋がる募集・選考や研修・訓練方法の改善を行う。特に平成19年度に開始した、青年海外協力隊員とシニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティアと日系社会シニアボランティアの合同派遣前訓練を引き続き実施し、必要な改善を行う。
- ウ. 各種JICAボランティアについて現職参加を促進させるため、企業等への働きかけを一層強化する。
- エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に社会還元の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対して、臨時採用講師に係る情報共有の体制整備をはじめとする支援策を拡充する。

(2) NGO等との連携・草の根技術協力事業

- ア. 草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、NGO等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、NGO等人材育成プログラムを的確に実施する。
- イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容のさらなる充実により理解の促進を図る。
- ウ. 草の根技術協力事業の「支援型」及び「地域提案型」については、案件の審査基準の統一化及び案件採択を国内機関が実施することにより、事務の合理化を推進する。
- エ. NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を引き続き整備し、ホームページで公開する。
- オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業について、平成19年度の実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外においてNGO-JICAジャパンデスクを通じたNGO等との連携状況を踏まえて、NGOへの活動支援を行う。
- カ. 市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に、他の国内機関とも連携しつつ、市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、市民団体のネットワーク化の場を提供する。

(3) 開発教育支援

- ア. 出前講座については、講義手法の標準化を進めるとともに、講師を務める機会が多い青年海外協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校

内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。

- イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、引き続き研修内容の改善を図り、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題に関する教材を利用しやすいようホームページの内容を改善する。

5. 海外移住（法第13条第1項第5号）

- ア. 移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については、機構による事業実施の必要性及び意義について関係省庁・機関と協議する。
- ウ. 調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ段階的に縮小する。

6. 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

（1）緊急援助隊派遣

- ア. 国際緊急援助隊の派遣については、被災国の要請を受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に日本を発させる。その際、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。
- イ. 国際緊急援助活動の強化に資するため、研修・訓練の実施後にレビューを行い、その結果を的確に反映して内容を充実させる。

（2）緊急援助物資供与

- ア. 平成19年度に試行導入した物資供与のモニタリングモデルのレビューを行い、必要に応じモデルの改定を行うとともに、その活用を図る。
- イ. 災害現場において機構とNGOそれぞれの特徴や強みを生かした効果的な連携に向けて、連携の枠組み・方法について検討を進める。

7. 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

- ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の

強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。

- イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修等を設置するとともに、受講者のフォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実させる。
- ウ. 国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を引き続き推進する。

8. 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

国際的な研究ネットワークを通じて共同研究への参加・実施を推進する。また、援助効果向上に関するガーナハイレベルフォーラムや第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）をはじめとする国際会議への参加やシンポジウムの開催を通じ、研究成果を発信する。

9. 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表1

2. 収支計画 別表2

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表3

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債権回収促進策の一環とし

て履行延期特約の締結に取り組み、償還計画の見直しを行う。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、「野口英世アフリカ賞基金」を含め、受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

第4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

第5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

第6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

第7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成20年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
中部国際センター建替え	施設整備資金	1,327
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	1,361
在外事務所施設整備	施設整備資金	397
計	施設整備資金	3,084

（注記）金額（「第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）については見込みで

ある。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

2. 人事に関する計画

- ア. 勤務成績の評価を年2回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行による新たな組織のあり方を踏まえつつ、適材適所の人事配置を検討し実施する。その一環として、管理職登用を中心とした昇格審査の継続、改善等に努める。
- ウ. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施するために必要な能力開発・研修を行うとともに、新組織における職員研修の体系の整備を進める。

3. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

(法第31条第1項および法附則第4条第1項)

- ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充当する。
- イ. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

4. その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、在外における業務の実施状況及び随意契約等を重点として監査を行う。

(2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
収入	運営費交付金	153,786
	事業収入	612
	受託収入	2,819
	寄附金収入	120
	施設整備資金より受入	3,084
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	697
	計	161,117
支出	一般管理費	12,097
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	11,400
	業務経費	142,997
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	140,817
	受託経費	2,819
	寄附金事業費	120
	施設整備費	3,084
	計	161,117

〔注1〕 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

〔注2〕 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

〔人件費の見積〕

年度中の人件費総額見込み 13,045百万円。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画

別表 2

平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		157,570
	経常費用	157,570
	一般管理費	10,832
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,135
	業務経費	142,997
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	140,817
	受託経費	2,819
	寄附金事業費	120
	減価償却費	802
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		156,873
	経常収益	156,873
	運営費交付金収益	152,521
	事業収入	612
	受託収入	2,819
	寄附金収入	120
	資産見返運営費交付金戻入	779
	資産見返補助金等戻入	23
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
純利益（▲純損失）		▲ 697
前中期目標期間繰越積立金取崩額		697
目的積立金取崩額		0
総利益（▲総損失）		0

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		162,640
	業務活動による支出	156,768
	一般管理費	10,832
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,135
	業務経費	142,997
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	140,817
	受託経費	2,819
	寄附金事業費	120
	投資活動による支出	4,374
	固定資産の取得による支出	4,349
	新規貸付による支出	25
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	0
	翌年度への繰越金	1,498
資金収入		162,640
	業務活動による収入	157,336
	運営費交付金による収入	153,786
	事業収入	612
	受託収入	2,819
	寄附金収入	120
	投資活動による収入	1,323
	固定資産の売却による収入	0
	貸付金の回収による収入	1,323
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前年度からの繰越金	3,981

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

1. 国別の取組

(1) 東南アジア地域

ア. インドネシア

インドネシアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援
- (イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援
- (ウ) 「平和と安定」のための支援

イ. マレーシア

マレーシアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済連携強化支援
- (イ) 環境と持続的開発
- (ウ) 社会福祉向上
- (エ) 南南協力拡充
- (オ) 地域的課題対応能力向上

ウ. フィリピン

フィリピンについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
- (イ) 貧困層の自立支援と生活環境改善
- (ウ) ミンダナオにおける平和と安定

エ. タイ

タイについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 持続的成長のための競争力強化
- (イ) 社会の成熟化に伴う問題への対応
- (ウ) 人間の安全保障
- (エ) 地域協力

オ. ミャンマー

ミャンマーについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人道支援
- (イ) 民主化・経済構造改革支援
- (ウ) メコン地域開発（ASEAN全体を対象とするものを含む）

カ. ベトナム

ベトナムについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 成長促進と競争力強化
- (イ) 生活・社会面の向上と格差是正

- (ウ) 環境保全
- (エ) ガバナンス強化

キ. ラオス

ラオスについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 基礎教育の充実
- (イ) 保健医療サービス改善
- (ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用
- (エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用
- (オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成
- (カ) 行政能力の向上及び制度構築

ク. カンボジア

カンボジアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) グッド・ガバナンスの推進
- (イ) 経済・産業振興
- (ウ) 農業・農村開発
- (エ) 社会セクター開発

(2) 東アジア地域

ア. 中華人民共和国

中華人民共和国については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力
- (イ) 改革・開放支援
- (ウ) 相互理解の促進

イ. モンゴル

モンゴルについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成
- (イ) 地方開発
- (ウ) 環境保全
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備

(3) 南アジア地域

ア. バングラデシュ

バングラデシュについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）
- (ウ) ガバナンス

イ. インド

インドについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済開発・インフラ整備
- (イ) 貧困対策（保健医療・農村開発）
- (ウ) 環境対策

ウ. ネパール

ネパールについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 社会分野
- (イ) 農業開発
- (ウ) 経済基盤整備
- (エ) 環境保全
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除

エ. パキスタン

パキスタンについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育・環境）
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑・農業、経済基盤・経済発展）
- (ウ) バランスの取れた地域社会・経済の発展

オ. スリランカ

スリランカについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 平和の定着と復興支援
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）

カ. アフガニスタン

アフガニスタンについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農業・農村開発を中心とした地方総合開発
- (イ) 中長期的開発のためのキャパシティ・ディベロプメント
（教育、保健医療、運輸交通、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）
- (ウ) インフラ整備
カブール首都圏開発（上下水道、運輸交通、エネルギー）

(4) 中米・カリブ地域

ア. ホンジュラス

ホンジュラスについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 基礎教育
- (イ) 保健医療及び水
- (ウ) 農村部地域開発
- (エ) 競争力強化

- (オ) 市民安全
- (カ) 防災

イ. メキシコ

メキシコについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減
- (イ) 産業開発と地域振興
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給

(5) 南米地域

ア. ボリビア

ボリビアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 社会開発
- (イ) 生産力向上
- (ウ) 制度・ガバナンス

イ. ブラジル

ブラジルについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 環境
- (イ) 社会開発
- (イ) JBPP (日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム)

ウ. パラグアイ

パラグアイについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 貧困対策
- (イ) 持続的経済開発
- (ウ) ガバナンス

(6) アフリカ地域

ア. ガーナ

ガーナについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 地方農村部の活性化
- (イ) 産業育成
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備

イ. ケニア

ケニアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人材育成
- (イ) 農業開発
- (ウ) 環境保全

- (エ) 保健・医療
- (オ) 経済インフラ整備

ウ. マラウイ

マラウイについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 食糧安全保障
- (イ) 人的資源開発
- (ウ) 持続的経済成長

エ. タンザニア

タンザニアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農業
- (イ) 都市部における基礎インフラ整備
- (ウ) 貧困削減のための行財政能力強化

オ. ザンビア

ザンビアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発
- (エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築
- (オ) 地域相互協力の促進

カ. セネガル

セネガルについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 地方村落における貧困層の生活改善（地方村落開発、基礎社会サービスの向上）
- (イ) 持続的な経済成長のための基盤造り（地場産業の振興とその基盤整備、産業人材育成）

キ. エチオピア

エチオピアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農業・農村開発
- (イ) 社会経済インフラ
- (ウ) 教育
- (エ) 保健

(7) 中東地域

ア. エジプト

エジプトについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 持続的成長と雇用創出の実現

- (イ) 貧困削減と生活の質の向上
- (ウ) 地域安定化の促進

イ. シリア

シリアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済・社会システムの近代化
- (イ) 水資源管理と効率的な利用
- (ウ) 社会サービスの拡充
- (エ) 環境保全

2. 開発課題別の取組

(1) ガバナンス

ア. ガバナンスについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 行政基盤
- (イ) 法と司法
- (ウ) 公共安全
- (エ) 統計
- (オ) 民主的制度

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針の作成作業を継続する。
- (イ) ガバナンス課題タスクフォースの運営を通し、勉強会、ワークショップの実施やナレッジサイトの内容の充実を図る。
- (ウ) T I C A D IV、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D IVの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(2) 平和構築支援

ア. 平和構築支援については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) ガバナンス
- (イ) 治安回復
- (ウ) 社会基盤整備
- (エ) 経済基盤整備
- (オ) 社会的弱者支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針の内容を踏まえ、平和構築支援に必要な視点・能力強化を行う。
- (イ) 国別・地域戦略の策定において、平和構築支援に必要な視点を反映させる。

(ウ) 復旧・復興支援における初動体制強化を継続し、その実施状況についてモニタリングを行う。

(3) ジェンダーと開発

ア. ジェンダーと開発については、ジェンダーの視点から特に以下の3つに分類される案件を中心に取組を強化する。

- (ア) ジェンダー平等政策・制度支援案件
- (イ) 女性を主な裨益対象とする案件
- (ウ) ジェンダー活動統合案件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の委員会等の活動を行う。

- ・ ジェンダー責任者会議
- ・ 課題別支援委員会
- ・ 分野課題タスク会合
- ・ ジェンダー担当者会議
- ・ ジェンダー懇談会

(4) 情報通信技術

ア. 情報通信技術については以下の分野を中心とした事業を実施する。

- (ア) IT政策策定能力の向上
- (イ) IT人材の育成
- (ウ) 通信基盤の整備
- (エ) 各分野へのIT活用による効率・効果の向上
- (オ) IT活用による援助における効率・効果の向上
- (カ) 放送分野

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別支援委員会を運営する。
- (イ) 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツを充実させる。
- (ウ) 国際協調に努める（国際会議への参加やドナー連携など）。
- (エ) 広報活動に努める。

(5) 運輸交通

ア. 運輸交通については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 運輸交通インフラ整備
- (イ) 運輸交通セクターでのキャパシティ・ディベロプメント支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 開発途上国固有の特性に対応した適正技術の検証及び定着に向けた計画策定（社会実験、試験的事業を含む）を継続的に実施する。
- (イ) 課題別支援委員会を運営する。
- (ウ) 運輸交通に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(エ) T I C A D I V、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D I Vの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(6) 都市開発・地域開発

ア. 都市開発・地域開発については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 都市の持続的成長

(イ) 都市内貧困削減

(ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロプメント支援

(エ) 都市基本情報整備

(オ) 地域間格差の是正

(カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロプメント支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 課題別支援委員会を運営する。

(イ) 都市開発・地域開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(7) 教育

ア. 教育については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 基礎教育

(イ) 高等教育

(ウ) 産業技術教育・職業訓練

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う

(ア) 課題別指針、地域別協力方針に基づき、プログラム化、案件形成を通じて、協力の位置づけ、短中期の協力方針の明確化を図る。

(イ) 技術情報の蓄積、ナレッジサイトの充実、調査研究等の実施（中等理数科学力調査実施・分析等）及び外部有識者との連携強化により、教育分野の課題対応力を強化する。

(ウ) 教育分野の公開シンポジウムを開催し、教育協力への理解を促進するとともに外部関係者とのネットワークを強化する。

(エ) T I C A D I V、G 8 サミット、F T I (Fast Track Initiative)等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D I Vの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(8) 社会保障

ア. 社会保障については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 社会保険・社会福祉

(イ) 障害者支援

(ウ) 労働・雇用

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 課題別支援委員会を運営する。

(イ) 国内外の当該分野関係機関やNGO、他ドナーとの意見・情報交換を推進する。

(ウ) 調査研究の実施、技術情報の蓄積、ナレッジサイトの拡充、公開シンポジウムにより知見の発信を行う。

(9) 保健医療

ア. 保健医療については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 保健システム開発・復興

(イ) リプロダクティブヘルス・子どもの健康

(ウ) 人材育成

(エ) 感染症対策

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 事業形成促進、事業運営管理の質の向上に向け、在外事務所等に対する課題支援（専門技術的助言、専門技術情報参照等）の体制を強化する。

(イ) 保健システム・保健人材育成等、機構のキャパシティ・ディベロプメントの業績に対する正確な理解と評価をより広範に得ることを目指し、事業成果の検証・体系化を進める。

(ウ) T I C A D I V、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D I Vの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(エ) 国際協力人材層の拡充を目指し、業界団体・大学・コンサルタント等を含む関係者との対話、専門家候補者の養成等を図る。

(10) 自然環境保全

ア. 自然環境保全については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 住民による自然資源の持続的利用

(イ) 生物多様性の保全

(ウ) 持続的森林経営

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 課題別指針「自然環境保全」の見直しを検討する。

(イ) T I C A D I V、G 8 サミット並びにこれら関連イベント等において、分野課題の指針や知見を内外に発信し、関係機関との連携を推進する。

(ウ) ナレッジサイトのコンテンツの充実を継続し、セミナーや勉強会を開催する。

(11) 環境管理

ア. 環境管理については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 大気環境（含む地球温暖化対策）

- (イ) 水環境
- (ウ) 廃棄物管理（含む循環型社会形成推進）
- (エ) その他環境管理

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う

- (ア) 環境管理分野（廃棄物管理）の課題別指針を完成させる。
- (イ) 分野課題の知見の体系化や蓄積を目的に実務マニュアルや業務参考資料を作成する。
- (ウ) 分野課題の知見の内外の関係者との共有化を目的に、ナレッジサイトのコンテンツの充実やセミナー・勉強会を開催する。

(12) 水資源・防災

ア. 水資源・防災については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 安全な水の安定した供給
- (イ) 総合的な水管理の推進
- (ウ) 防災対策の強化

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 水資源・防災サブタスクの運営を通し、勉強会の実施やナレッジサイトの内容の充実を図る。
- (イ) 国際会議への参加やドナー協調など国際協調に努める。

(13) 貧困削減

ア. 貧困削減については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 貧困層の収入の向上
- (イ) 貧困層の基礎的生活能力の向上
- (ウ) 貧困層の脆弱性の克服
- (エ) 貧困層の政治/社会参加の実現
- (オ) 貧困層のための開発政策の策定と実施

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 貧困削減配慮案件のさらなる発掘・形成支援、実施に努める。
- (イ) 貧困削減に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。
- (ウ) 職員、専門家向け研修、一般市民向けセミナー、マルチメディア教材の作成・実施を図る。
- (エ) 改訂した課題別指針の活用促進を図る。

(14) 農業開発・農村開発

ア. 農業開発・農村開発については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 政策立案・実施能力の向上
- (イ) 持続可能な農業生産（農業生産性向上を含む）
- (ウ) 安定した食料供給（食料増産を含む）
- (エ) 活力ある農村の振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 農業・農村開発の分野でプロジェクト研究を実施する。
- (イ) 農業・農村開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。
- (ウ) 案件形成支援の強化を図る。なお、協力事業の計画・実施にあたっては、住民の視点に立った生活の改善と住民のエンパワーメントと自立発展性を重視し、協力の成果が、住民に面的かつ持続的に裨益することに留意する。
- (エ) T I C A D IV、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D IVの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(15) 水産

ア. 水産については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 活力ある漁村の振興
- (イ) 安定した食料供給（水産資源の有効利用）
- (ウ) 水産資源の保全管理

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 水産に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。
- (イ) さらなる職員向け研修の実施、マルチメディア教材の作成を行う。
- (ウ) 改訂した課題別指針の活用促進を図る。

(16) 経済政策

ア. 経済政策については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 適切なマクロ経済運営の基盤整備
- (イ) 財政システムの強化・安定
- (ウ) 金融システムの強化・安定

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 財政分野において、公共財政管理に係る具体的支援戦略策定に向けた調査研究を行う。
- (イ) 前項の検討と並行して、平成19年度に設置した公共財政管理勉強会の成果を踏まえ、財政分野の課題別支援委員会（公共財政管理分科会）を増設する。
- (ウ) 技術協力および資金協力の一体的運用に向けて、金融分野における案件形成支援を強化する。
- (エ) 課題に係る情報発信強化の観点から、ナレッジサイトの一層の充実を図る。

(17) 民間セクター開発

ア. 民間セクター開発については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 中小企業振興

- (イ) 貿易・投資促進
- (ウ) 産業基盤整備
- (エ) 産業技術向上
- (オ) 観光
- (カ) 地場産業の振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 貿易・投資促進分野の案件形成・実施等に係る指針作成を検討する。
- (イ) 観光分野における案件形成・実施等に係る指針の作成を継続する。
- (ウ) 官民連携のあり方を検討する。
- (エ) ナレッジサイトの更なる充実を図る。
- (オ) T I C A D I V、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D I Vの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(18) 資源・エネルギー

ア. 資源・エネルギーについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 電力・エネルギー
- (イ) 省エネルギー
- (ウ) 資源・鉱業振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 資源・エネルギー分野の案件発掘・形成支援のため積極的な開発ニーズの把握や関係者との情報交換を行う。
- (イ) 資源・エネルギー分野の効果的な実施を図るための調査・研究・課題別支援委員会の開催を行う。
- (ウ) T I C A D I V、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D I Vの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(19) 気候変動

ア. 日本政府の方針を踏まえ、これまでに培ってきた開発途上国支援の経験・成果や日本の経験と技術を活用し、以下の方向性に基づき気候変動対策を積極的に実施する。

- (ア) 重点国との政策的枠組みを踏まえ（クールアース・パートナーシップ）、分野横断的な視点を踏まえた協力の実施
- (イ) 民間の技術も含め、日本の先進的な技術の積極的な活用
- (ウ) 開発途上国の経済開発及び住民の生計向上と温室効果ガスの削減を両立しうる開発の重視
- (エ) 国際社会に貢献する研究の推進

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) T I C A D I V、G 8 サミット等の場において、機構の方針と貢献について内外に発信するとともに、T I C A D I Vの「横浜宣言・行動計画」を踏まえ、確実な事業実施と案件発掘を図る。

(注) 別紙に記載する「国別の取組」及び「開発課題別の取組」は、平成20年3月31日に届け出た平成20年度計画別紙に基づく、改正前の独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第1号に係るものである。